

東京都板橋区特定教育・保育施設のうち幼稚園に係る公定価格の加算等に関する要綱

平成２７年１２月１１日区長決定

(趣旨)

第１条 この要綱は、国、地方公共団体以外の者が設置する特定教育・保育施設のうち幼稚園に係る特定教育・保育に要する費用の額（以下「公定価格」という。）の加算等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第２条 この要綱において用いる用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(対象施設)

第３条 この要綱の対象となる施設（公設民営を除く）は、国、地方公共団体以外の者が設置する板橋区の区域内に所在する、法第３１条の規定により板橋区長（以下「区長」という。）の確認を受け、適切な運営が確保されている、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園とする。

(幼稚園に係る加算等の種類)

第４条 区長は、幼稚園の次の各号に掲げる公定価格に係る加算等について認定する。

- (１) 副園長・教頭配置加算
- (２) ３歳児配置改善加算
- (３) ４歳以上児配置改善加算
- (４) 満３歳児対応加配加算
- (５) 講師配置加算
- (６) チーム保育加配加算
- (７) 通園送迎加算
- (８) 給食実施加算
- (９) 外部監査費加算
- (１０) 副食費徴収免除加算
- (１１) 加減調整部分
- (１２) 乗除調整部分
- (１３) 主幹教諭等専任加算
- (１４) 子育て支援活動費加算
- (１５) 療育支援加算
- (１６) 事務職員配置加算
- (１７) 指導充実加配加算
- (１８) 事務負担対応加配加算
- (１９) 冷暖房費加算
- (２０) 施設関係者評価加算

- (21) 施設機能強化推進費加算
- (22) 小学校接続加算
- (23) 栄養管理加算
- (24) 第三者評価受審加算

(加算の認定要件等)

第5条 前条の加算等の認定要件等は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日付こ成保38・5文科初第483号）別紙1（以下「国留意事項」という。）によるものとする。

(申請)

第6条 本要綱に規定する加算等の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式に必要な書類を添えて、別に定める日までに区長へ提出しなければならない。

(通知)

第7条 区長は、前条の申請に基づき、加算等の認定の可否を決定し、次の各号の場合に応じ、当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

- (1) 認定をしたとき 加算等認定通知書（別記第2号様式）
- (2) 認定に該当しないと認めたとき 加算等非認定通知書（別記第3号様式）

第7条の2 区長は、各対象施設及び国留意事項に規定される副食費徴収免除対象者に対し、次の各号の場合に応じ、当該各号に定める通知書により副食費の徴収免除に関する事項を通知するものとする。

- (1) 徴収免除が決定したとき 副食費徴収免除通知書（別記第4号様式）
- (2) 徴収免除に関する事項に変更があったとき 副食費徴収免除変更通知書（別記第5号様式）
- (3) 徴収免除に関する事項を取り消したとき 副食費徴収免除取消通知書（別記第6号様式）

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、加算等の認定に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和3年2月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

公定価格加算等認定申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

届出者 所在地
名称
代表者氏名

公定価格に係る加算等について、下記のとおり認定申請します。

記

施 設 名 称			
施 設 の 所 在 地			
		届出の内容	備考（申請理由・職員配置状況等）
加 算 項 目	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
適 用 開 始 年 月		年 月から	

- (※注) 1 新たに算定、廃止又は変更しようとする加算項目について、「届出の内容」欄に「新規」「廃止」「変更」のいずれかを記入すること。
- 2 認定要件を具備している旨が確認できる書類を添付すること。

公定価格加算等認定通知書

年 月 日

様

板 橋 区 長

年 月 日付けで申請のあった公定価格に係る加算等について、下記のとおり認定したので、通知します。

記

施 設 名 称			
施 設 の 所 在 地			
		認定内容	適 用 開 始 年 月
加 算 項 目	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		

公定価格加算等非認定通知書

年 月 日

様

板 橋 区

長

年 月 日付けで申請のあった公定価格に係る加算等については、認定要件に該当しなかったため、下記のとおり非認定としたので、通知します。

記

施 設 名 称			
施 設 の 所 在 地			
		判定内容	適 用 開 始 年 月
加 算 項 目	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		

副食費徴収免除通知書

様

板橋区長

下記のとおり、副食費の免除に関する事項について通知します。

記

年度				
子ども	認定番号			
	氏名			
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
施設・事業所名				
内 容		副食費徴収免除通知書	決 定 年 月 日	年 月 日
月分		階層	認定区分	副食費
4月分				
5月分				
6月分				
7月分				
8月分				
9月分				
10月分				
11月分				
12月分				
1月分				
2月分				
3月分				

副食費徴収免除変更通知書

様

板橋区長

下記のとおり、副食費の免除に関する事項について変更しましたので通知します。

記

年度				
認 定 番 号				
子 ど も	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳
施設・事業所名				
内 容	副食費徴収免除変更通知書		決 定 年 月 日	年 月 日
	月 分	階 層	認 定 区 分	副 食 費
	4 月 分			
	5 月 分			
	6 月 分			
	7 月 分			
	8 月 分			
	9 月 分			
	10 月 分			
	11 月 分			
	12 月 分			
	1 月 分			
	2 月 分			
	3 月 分			

副食費徴収免除取消通知書

様

板橋区長

下記のとおり、副食費の免除に関する事項について取消しましたので通知します。

記

年度				
子ども	認定番号			
	氏名			
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
施設・事業所名				
内 容	副食費徴収免除取消通知書		決定年月日	年 月 日
月分	階層	認定区分	副食費	
4月分				
5月分				
6月分				
7月分				
8月分				
9月分				
10月分				
11月分				
12月分				
1月分				
2月分				
3月分				